

制度改定に伴う各種操作方法について

【目次】

(1) 体制設備の設定方法について	2
-------------------	---

1. 体制設備の設定方法について

必要に応じて体制設備の設定を行って下さい。詳細は、別紙の「サービス種類別改定対応一覧」をご覧ください。

【補足】

処遇改善加算 I および処遇改善加算 II を算定されている場合には、それぞれ「加算 I イ」、「加算 II イ」が算定されます。

変更を行う場合は、従来通り体制設備の履歴を追加し変更をお願い致します。※次ページに総合事業の注意事項がございますのでご確認ください。

《メニュー》 ヘッダメニュー->マスタ->自事業所/他事業所

①対象事業所を「編集」で開きます。

②対象サービスを「編集」で開きます。

③処遇の区分に変更がない場合は操作は不要です。区分を変更する場合は、異動履歴の追加後、変更を行ってください。

体制設備

施設等区分	体制設備
平15.04.01 ~ 身体介護 + 生活援助	○なし
	○加算 I イ (R8.6~) / 加算 I (~R8.5)
	○加算 I ロ (R8.6~)
	●加算 II イ (R8.6~) / 加算 II (~R8.5)
	○加算 II ロ (R8.6~)
	○加算 III
	○加算 IV
	○加算 V (1) (~R7.3)
	○加算 V (2) (~R7.3)
	○加算 V (3) (~R7.3)
	○加算 V (4) (~R7.3)
	○加算 V (5) (~R7.3)

【重要】介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス（A6）の場合について

各自治体に対してそれぞれ改定対応が必要になります。改定対応後に下記の「利用定員」の設定操作を行ってください。

《メニュー》 ヘッダメニュー->マスター->自事業所/他事業所

サービス事業の設定

サービス種類: A6: 通所型サービス(国基) 略称(全角3文字):

サービス事業名: 通所介護(総合事業) フリガナ: ソウジョカゴ(ソウジョウキョウ) 事業所名を複製

サービス事業略称: 通所介護(総合事業) 表示優先順位: 通常 取引銀行情報等(互換用)

体制設備等 その他設定/所在地 提供時間/休業日

施設等区分: 体制設備/選択肢表示↓: 全表示

人員配置区分:

異動履歴:

異動日	異動事由
平24.03.01	初回登録

体制設備:

利用定員 (令08.06.01~):

- 19人以上
- 19人未満

介護職員等処遇改善加算 (令06.06.01~):

- なし
- 加算Ⅰイ(R8.6~)/加算Ⅰ(~R8.5)
- 加算Ⅰロ(R8.6~)
- 加算Ⅱイ(R8.6~)/加算Ⅱ(~R8.5)
- 加算Ⅱロ(R8.6~)
- 加算Ⅲ
- 加算Ⅳ
- 加算Ⅴ(1)(~R7.3)

追加 編集 削除

設定 閉じる

通所型サービスに関しては、利用定員（19人以上／19人未満）により加算率が異なりますので、状況に応じて変更してください。

各自治体の総合事業マスターは、公開時期や提供方法が地域ごとに大きく異なります。自治体から事業所様へ直接配布・通知されるケースも多いため、大変お手数をおかけいたしますが、情報がございましたら、弊社ヘルプデスクサポートまでご連絡の程よろしくお願いたします。